

すみりんニュース No.95



編集・発行：公益財団法人 住吉隣保事業推進協会

編集発行人：理事長 友永 健三 *『すみりんニュース』は、2カ月に一度発行しています。

公益財団法人 住吉隣保事業推進協会 〒558-0054 大阪市住吉区帝塚山東 5-6-15
TEL (06) 6674-3732 FAX (06) 6674-3700 <http://www.sumiyoshi.or.jp/>

(この号の内容)

■「人権のまちづくりを考える」すみよし連続講座

「差別されない権利」の実現をめざして ~全国部落調査復刻版出版事件裁判闘争から考える~

.....1-17

■住吉隣保事業推進協会のうごき.....17-18

今号では、2024年2月10日に開催した、「人権のまちづくりを考える」すみよし連続講座「『差別されない権利』の実現をめざして~全国部落調査復刻版出版事件裁判闘争から考える~」の報告を掲載します。当日は21人ご参加いただきました。なお、「けんぞうの視点」は、誌面の関係から今号もお休みします(事務局)。

「人権のまちづくりを考える」すみよし連続講座

「差別されない権利」の実現をめざして

~全国部落調査復刻版出版事件裁判闘争から考える~

鳥取ループ・示現舎裁判の全体像と

住吉地区とのかかわり

友永健三さん
(住吉隣保事業推進協会理事長)

《裁判に至った経過》

わたしからは、示現舎裁判の全体像と住吉との関わりについてお話しします。

鳥取ループ裁判の経過と書いています。最初の発端は、全国部落調査です。戦前の中央融和事業協会が1935年に調査を行い、その報告書が大学の図書館や国会図書館にありました。どんなものかとい

うと、全国の5,367の地域の名前とそれがどこにあるのか、どのぐらいの所帯と人口があるのか、主な仕事はどういうものかということを一覧にしたものです。

こういう報告書が実は、戦前につくられていました。鳥取ループ・示現舎の人たちは、それを見つけ、新しい住所を加えて、付加価値をつけて、本にしたら売れる

んじゃないかということで売り出したというのがこの事件の発端です。

示現舎は、出版社名です。2016年2月5日にアマゾンなどで予約受付をはじめ



めました。4月1日に発売するというので、53冊の予約がありました。わたしも記憶していますが、3月の全国大会の緊急動議で、実はこういう問題が起こっているのでもアマゾンにも販売しないよう申しあげているという報告がありました。

鳥取ループは、インターネット上の名前です。示現舎は先ほども言いました川崎市にある出版社の名前です。実際はふたりでやっています。ひとりは M.T、鳥取の方です。もうひとりは、M.J という方で、『同和と在日』というようなタイトルの本も出しています。このふたりが出版社とインターネット上で情報を発信して、広告料で稼いでいることがわかってきました。

販売されると大変だということで 2016年3月22日に販売しないようにしてもらいたいと仮処分を申し立てました。そして28日に認められました。

そうすると腹いせだと思いますが、売ることができないならネット上に載せてしまえということで、彼らは、ネット上に載せました。これは大変だということで、横浜地裁相模原支部にネットに載せないようにしてもらいたいと申請したら認められました。しかし、これは全部仮の処分ですから正式な裁判をしなければなりません。しかし、とりあえず緊急的に止めました。

《東京地裁・高裁への提訴》

本式の裁判をやらないといけないということになり、原告団を募ると248人でした。解放同盟もこういったことをされると業務妨害になるので、原告団に加わり、東京地裁に提訴しました。このとき住吉からは、6人入りました。Mさんも加わりましたが、亡くなりましたので、最終的には5人になりました。つい最近、Hさんも亡くなったので、結局4人になりました。

東京地裁に訴えたのは、出版の禁止をもらいたいということ、ネットから削除してもらいたいということ、248人と解放同盟がプライバシーや名誉の侵害、



さらには差別されない権利の侵害によって損害を受けたのでその損害賠償をしてもらいたいということでした。

現在の日本の法体系では人権侵害された場合、法務局に訴えます。大阪だったら大阪法務局、東京だったら東京法務局というのがあり、そこが人権侵害されたという人の訴えの相談にのってくれます。人権侵害があったということがわかると、やっている人に「やめなさい」と説得します。しかし、強制力がありません。いまの法務省の人権擁護の最大の問題は、相談にのってくれるし、やっている人に「やめなさい」と説得はしてくれるけれども、聞かなかつたら何もできない。東京法務局は、彼らの行為は、差別を助長し、誘発するもので人権擁護上看過できないので反省して、ただちにやめなさいと言いました。それを専門のことばでは、「説示」と言いますが、これをやってくれました。ところが聞かなかつた。

国会でも問題になりました。有田さんという当時の参議院議員が質問しました。岩城法務大臣がこういった行為は差別を助長誘発するもので人権擁護上看過できないという答弁をやってくれました。

実は、鳥取ループは、ある意味では裁判マニアなんです。自分の言いたいことを通すために、至る所で裁判をしています。わかっているだけでも過去5回裁判をしています。行政が持っている部落に関わった情報を出してくれと情報公開を求め、それを手に入れたらネット上などに載せていくわけです。

行政は、差別を助長するとわかっているのに出さなかつた。そうすると裁判に訴えた。なかには、最高裁までいった滋賀県の事例があります。最高裁は、彼らが求めていることに対して行政が協力しなかつたのは、差別行為を助長するということが、人権啓発事業の遂行に支障をきたすので行政が出さなかつたことは問題がないとして、示現舎側の訴えを退けました。最高裁まであがって、一応判決は出ています。

彼らのやっている行為にどういう問題があるか。ひとつは、結婚や就職に際して、いまでも差別がありますが、その材料に使われるということです。それから、行政、労働組合、企業、宗教団体など部落問題を解決するためにいろいろ取り組んでいます。そういう取り組みが台無しになってしまう。同和教育や啓発をやっても無駄になってしまう。積み上げてきたものが無駄になる。解放運動がやってきたことに対する挑戦であるということです。

ところが鳥取ループはどうしてきたかという、自分たちの方が被害を受けたということで解放同盟を訴えてきた。理由は、出版したいのに出版できないので損害を受けた。我々は学問研究をしているので、その自由を侵害された。裁判にかけられることによって精神的苦痛を被ったということで訴えてきました。これを専門の言葉では「反訴」といいます。

もうひとつみなさんに知っていただきたいことは、インターネット上に、動画で部落を暴露している『部落探訪』についてです。実は、住吉の地域も暴露されている320カ所に入っています。たとえば、住吉に来てずっと地域のなかをまわり、動画を撮ります。そして動画を撮りながら解説します。こんなひどい住宅がある、自転車放つたらかしになっているなど地域の悪さを強調するようなコメントをつけるのです。住吉の場合、驚いたのは、A闘争のA市議会議員が部落出身になっていることです。荒唐無稽な話で勝手にそん

ものがたりつづぶらくもおおたいな物語を続けて部落のなかの揉めごとで大きな対立があったと解説しています。掲載されている家の写真、真は、部落の周辺のもので、住宅事情の悪いところでした。そこが部落だと思って「こんな住宅がまだ残っています」と語っているわけです。他の地区の例ですが、隣保館や教育集会所、保育所が写され、ひどい場合には個人の家の表札も写っています。お墓も載せています。そして部落を見に行こうと煽っています。これはまた別の問題として最後に触れますが、別の裁判も起こしています。

さらに鳥取ループ・示現舎は、ネット上で部落解放運動関係者リストをつくり掲載しています。わたしがみただけでも1,800人ぐらいの個人名が載っています。肩書・住所・電話番号などが載っています。そのため、いろんな事件が起こっています。行政への問い合わせが急増しました。

わたしが知っている例は、鳥取でのことです。「近く、うちの息子が結婚するのだけれどもネットで見たら、相手の人の住所が部落の地名とよう似てる。実際部落の人ですか？」というような問い合わせがきています。

法務省が「部落差別解消推進法」施行後、部落の実態調査をしました。そこでは、ネット上の差別の実態も調査しました。インターネット上で部落差別行為が行われているとわかりました。そして、そのほとんどが部落の一覧を見ているとわかりました。具体的な事件がいくつか起こっていますが、時間の関係で佐賀県のメルカリ販売事件が深刻な内容なので触れます。佐賀県の高校生がネットで、部落の一覧を見つけました。そして、それをダウンロードし、印刷しました。それを5冊の本にしたら3冊売れました。それが発覚し、佐賀県が驚いて高校生に働きかけて回収しました。高校生が部落地名総鑑を見て、これは本にして売っ

たら売れると思って売るといような事件が実際に起こりました。

法務省はネット上に部落の地名が載ったり、動画が載ったりしているので、いろんなどころから法務省に何とかならないのかと申し入れがありました。そして、2018年12月、法務省人権擁護局調査救済課長の名前で通達(依命通知)が出ました。

内容は、部落差別の本質をふまえると、同和地区の摘示は目的の如何を問わず、人権侵害の恐れが高い、違法性のあるものであって原則的には削除すべきものだということでした。

その人が部落出身者かどうかは、部落に本籍や現住所があるということをもってこの人が部落の人だということを判断し、結婚や就職の際に差別するというのが部落差別の一番の特徴です。だから部落地名総鑑のような一覧表をネット上に載せることは明らかに差別を助長するということです。そういうものは原則的には削除すべきだということを言ったわけです。

《東京地裁判決の内容》

東京地裁の判決が2021年9月27日に出ています。内容は、地名の公表はプライバシーの侵害にあたるので違法だとされました。これが1点目です。したがって出版、ネット掲載の差し止めを認めています。だから我々の訴えたことが、ある程度認められました。しかし問題があります。部落が存在している都府県は41都府県です。しかし、書籍出版とネット掲載の差し止めが認められたのは41都府県のうち25都府県だけでした。なぜかというと25県は実際にプライバシー侵害を認められる訴えがあったからです。他のところは訴えがない、原告団がないところです。いても有名で、みんな知っている人だからプライバシーは認められないというわけです。裁判所の判断は、そこは認

めなかったのです。当然、プライバシー侵害で人権侵害が認められたところは損害賠償があります。488万円、219人に対しては認めました。

住吉は5人原告団がいましたけれどもふたりは認められませんでした。OさんとHさんは、この地裁の段階では認められませんでした。その理由は一覧表をみなさんに配っているのを見ていただいたらわかりいただけます。

彼らは、表現の自由を制限されたと言っています。けれども、これは表現の自由の制限ではないということ。彼らの訴えを退けました。これが地裁判決です。

具体的に差し止め削除が認められた25の都府県は、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、新潟県、長野県、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、愛媛県、香川県、高知県、福岡県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県です。差し止めから除外された6県は千葉県、富山県、三重県、山口県、佐賀県、長崎県です。ここは、原告団はいましたが、原告が有名人でプライバシーが認められない、という人でした。原告のいない10県は、愛知県、徳島県、岐阜県、山梨県、茨城県、静岡県、福島県、秋田県、福井県、石川県で、当初から認められない、そういう判断でした。

《東京地裁判決の問題点》

裁判所の考え方を読んでいくと、現在も差別があることを認めています。地名の公表は、結婚・就職で深刻な被害の恐れがありますが、差別されない権利はまだ内容が不明確で裁判の判断としては採用できないということでした。地裁の段階では差別されない権利は認められませんでした。

プライバシー権の侵害は認めました。しかしながらプライバシーの侵害で判断したがために地名の一覧

表に現住所と本籍のないものはプライバシーの侵害が認められないという判断を地裁は行いました。だから原告がない県、またはプライバシーの侵害が認められる原告が一人もいない県は、差し止めを認めないということになりました。たとえ原告がいなくても、その県で差別がないかといったら差別はあります。ただ原告がいなかったのです。

それから現住所と本籍が部落になかったら、プライバシーが認められないということになっているんですが、けれどもこれは後で議論になると思いますが、もとと住吉の部落の出身で本籍と現住所が住吉にあったけれども、結婚や就職で転出した方で本籍地や現住所を変えている方が多いです。そうするとその人は、もうプライバシーの侵害がないという判断がされてるわけです。

ところが差別事件を調べると本籍地を辿った差別事件は起こっています。だから部落出身者で部落を出た人も差別の対象になっているというのはいくつも事例があるわけです。そこがおかしな判断だったわけです。その点、2023年6月28日に出た高裁判決は、地裁の判決の問題点を克服する判決でした。

《東京高裁判決の内容》

どうして高裁の判決が地裁の判決よりも上回るような判決が出たかということで、その背景を調べてみると、ひとつは、部落差別の実態を東京高裁に対して、



原告団や弁護士が資料を集めて丁寧に説明したということです。本人が結婚差別を受けた事例57。家族・親戚が差別を受けた事例55。本人が就職差別を受けた事例28。家族や親戚が受けた例6。学校で差別を受けた人が83人。日常生活で受けた人が90人。具体的にこんな事例があるんだということを東京高裁に出したんです。

それから身元調査がどういうふうに行われているか説明を丁寧にしました。被告、特に中心人物であるM.Tという人がいかに悪質なのか。東京法務局の「説示」も無視してるし、依命通知も無視してるということで、その悪質性を説明しました。身元調査には、長い歴史があるんだということで、壬申戸籍(1968年)から始まって1975年の部落地名総鑑事件、それから未だに戸籍が不正に取られてるんですが大規模に取られた事件が3つあります。

壬申戸籍を初めてお聞きになった方があるかもしれないのでちょっと説明しておきます。明治維新のときに本格的な戸籍をつくらうということで、1872年につくりだされました。十千十二支でいくと壬申の年に当たるのでその年につくられた戸籍を壬申戸籍と言います。壬申戸籍の一番大きな問題は、すべてではありませんが、かなりの戸籍に旧身分が書かれていました。もとエタであるとか新平民であるとか。

それが1968年時点まで誰でも手数料を払ったらみられるようになっていました。親やおじいさんとか3代ぐらい前まで遡って部落の出身でないかということ調べるためにこの壬申戸籍が使われていました。ちょうど1968年が明治100年だったので部落解放同盟が、明治100年を政府は祝おうとしてるけれども部落の立場からいうと差別と屈辱の100年であったということで、反対運動をやったんです。

その結果、最終的に現在では、法務局の倉庫に厳重保管されて、みれなくなりました。そういう闘いをしてきています。

東京高裁の判決を見ると、各種の調査や差別の事例を判決のなかでふまえているということです。

それから部落出身というだけで差別されるのは、不当な差別だという判断をしてるんです。これは大事なのでちょっと読みます。

「本来、人の人格的な価値はその生まれた場所や居住している場所などによって左右されるべきものではないにもかかわらず、部落差別は本件地域の出身等であるという理由だけで不当な扱い差別を受けるものであるから、これが上記の人格的な利益を侵害するものであることは明らかである」として、部落出身であるということで差別されるということは人格的な利益を侵害する恐れであることは明らかであると認めました。だから差別されない権利というものをも認める、非常に重要な論拠を出してるわけです。

もうひとつ、不安感や恐れ、怯えなどについても差別につながるんだということを言ったわけです。「本件地域の出身等であることおよびこれを推知させる情報が公表され、一般に広く流通することは一定の者にとっては、実際に不当な扱いを受けるに至らなくても、これに対する不安感を抱き、ときにはその恐れに怯えるなどして日常生活を送ることを余儀なくされ、これにより平穏な生活を侵害されることになるのであって、これを受認すべき理由はない」、だから不安感や怯えを抱いていくというそういうこういう結果をもたらすんだということを認めているわけです。この指摘をみても分かるように、実際に結婚差別や就職差別が起こる以前においても、部落出身の人に対してそういう不安感を持たせたり、怯えさせたりするということが言及してるわけです。

それからインターネットの影響です。インターネット上で部落差別に関する誤った情報や偏見差別を煽る情報に接することにより、差別意識を植え付けられる可能性がないとは言えません。若い人たちや子どもたちは、いま部落差別をしていないかと思ってる人が多いのですが、インターネット時代になって、これだけインターネット上で部落問題について誤った差別を助長するような情報が流されていたら、かえって若い人、子どもたちの方が影響を受ける可能性が高いのです。年配の人はあまりインターネットについて知らないですよ。若い人や子どもたちに対して、差別情報が与える心理的影響が大きいです。結論として、事実上差別されない権利を認めました。

東京高裁の判決の一番重要なところは、いまから読むとこです。

「憲法第13条は、すべて国民は個人として尊重され、生命、自由及び幸福追求に対する権利を有することを、憲法第14条1項は、すべて国民は法のもとに平等であることをそれぞれ定め、その趣旨に鑑みると人は誰も、不当な差別を受けることなく、人間として尊厳を保ちつつ平穏な生活を送ることができる人格的な利益を有するものであって、これは法的に保護された利益であると言うべきである。だから人は誰も不当な差別を受けることなく人間としての尊厳を保ちつつ平穏な生活を送ることができる人格的な利益を有するものであってこれは法的に保護された利益であると言うべきである」

このように、差別されない権利をはっきり認めました。これが決定的に重要な箇所です。

東京地裁は差別されない権利は、まだ権利としては確定していないということで判断基準に使いませんでした。東京高裁は差別されない権利で判断しました。この点は、東京高裁の判決文のなかで、「仮に本件地域情報の公表によりプライバシー権と名誉

権が侵害されることがあったとしても、これは上記の
人格的な利益が侵害される場合と重複するものと認め
られ、プライバシー権及び名誉権はいずれも人格
権に基づくものであるから、これらの権利・利益は上
記の人格的な利益において考慮するのが相当であ
る」と述べています。だから差別されない権利の侵害
だとして今回の訴えは判断すべきだということを高裁
ははっきり言い切ったわけです。

もうひとつは、地裁の段階では本籍地と現住所が
地名総鑑に載っている人だけがプライバシーの侵害
を認めたということなんですけれども、高裁は現住所
と本籍地がある人はもちろん認めるんですが、過去
に置いていた人、それから親族が現住所と本籍地が
ある人、ここまで広げました。

その理由は、「本件地域の出身でなくても、本件地
域での居住や本件地域に系譜を有すること等によ
って生じるものである。そうすると現に本件地域に住
所又は本籍を有する場合はもとより、過去においてこ
れらを有していた場合、両親や祖父母といった親族
が本件地域に住所または本籍地を現に有し又は、過
去において有していた場合においても、不当な扱い
(差別)を受け又はおそれがあるとして判断するのが
相当である」ということで、差別されない権利を認め
られる人の対象を広げたわけです。

それから差し止め範囲の県を6つ(茨城、三重、
山口、徳島、佐賀、長崎)追加しました。最終的には
31都府県に拡大しました。ただし東京高裁判決も原
告のいない県までは差し止めを認めませんでした。そ
の理由は、「一審原告らは、本件地域情報全体の削
除や公表の禁止を求めているけれども、個人の人格
的な利益に基づく請求である以上、上記の範囲を
こを超えてこれを認めることはできない」ということで、
やっぱり原告が出ていないところは認められないとい
うわけですね、高裁判決も。

東京高裁段階でも、被告は反訴してました。どうい
う主張をやったかという、我々が地名総鑑を出版
するとか、あるいはインターネットで載せているけれど
も、それが問題だと言うんだったら、政府あるいは自
治体の実態調査報告書などを出しているじゃないか、
それはどうなるんだというわけですね。

高裁はそれに対しては同和行政を推進するために
行政が生活実態調査報告書を作成し、そこに地名
が掲載されているといっても限定された地域に関す
るものであるし、趣旨目的もちがっているとして反訴
を退けています。

また、鳥取ループは、公表しないことがかえって差
別の助長になるという理屈ですね。部落を公表した
ら差別がなくなるという主張をやったんですけれど
「インターネットの普及により、誤った情報、断片的
な情報、興味本位的な情報も見受けられるように
なったことに照らすと、被差別部落の地区の公表は、
「不当な扱いを招来し、助長する恐れがあることは
明らかである」として彼らのこの反論は認められない。
公表されることによってこれが解決される具体的な
根拠もないということで、鳥取ループのふたつの主張
は退けられたんです。さらに「研究の自由だ」とい
うことに対しては、被告らが主張する不利益と本件地
域情報の公表が禁止されることによって保護される
本件原告らの利益を比較考慮したとしても、後者が
前者を凌駕することは明らかだということでこれも退
けたんです。

《今後の課題》

今後の課題です。東京高裁の判決がどんなもの
であるかということを知ってもらうことが大事です。
特に差別されない権利が認められたということは大
事です。それから差別禁止法をつくらなければいけま
せん。なぜかという、いまは、問題が起これたらひと

つひとつ、裁判で訴えていくしか救済する方法がないわけです。差別禁止法をつくれれば、予防するというか防止する効果が非常に高いです。

それから『部落探訪』、これは削除を求めた闘いを別途しなければいけません。自治体に対して働きかけをしていく必要があります。差別情報を見つけた場合にはプロバイダーなどに削除することを求めていく、そういう作業をモニタリングと言います。これを自治体に求めていく。市町村長が削除してもらいたいということで関係方面に働きかけるようにしていく、自治体レベルでも部落差別禁止条例をつくっていくということです。和歌山県をはじめいくつかのところがいまつくりだしています。

それからインターネットの情報というのはプロバイダーを経由してしか広がりません。そのプロバイダーの大きな業者は、4事業者あります。そこへ要請して、差別につながる情報については削除してもらいたいということで働きかける必要があります。

それから、この裁判は今後どうなっていくかということですが、去年の7月6日に、部落解放同盟と原告団が最高裁に上告しています。なぜ上告したかということ、差し止めが認められなかった。県が10県あるわけです。ここも差し止めしてもらわなかった困るからです。

それから部落解放同盟の業務遂行権が認められなかったんです。部落解放同盟がやってることに對して彼らがやってることは明らかに業務を妨害してるということが認められなかったのです。それから損害賠償が非常に安いんです。わたしがみたところ、多い人でも5万円程度だと思えます。だからほとんど抑止力にならないという問題があります。何千万円とか何億円の損害賠償を命じられたら、これは大変だということで抑止力があります。だからやっぱり我々は、お金をもらうために裁判やったんでなしに、こういうことをなく

すために裁判やってるわけで、抑止という点からみると、あまりにもその損害賠償が少ないということで上告をしています。

『部落探訪』への闘い

『部落探訪』は、ある意味では部落地名総鑑の一覧表よりも悪質です。というのは具体的に部落の姿を見せて、悪いコメントをつけて差別を誘発、助長しているからです。だから、これはなんとかしなきゃいけないということで、現在いろいろ働きかけが行われておりますけれど、ひとつは自治体の首長が法務省の地方法務局に対して削除要請する動きが新潟県とか長野県とか埼玉県で出ているんです。それから実際効果を上げた例で言いますと、兵庫県の丹波篠山市長が部落の動画が載っていたので削除してもらいたいということで直接プロバイダーのグーグル・ライントワンゴ社に申し入れるとともに、これを裁判で訴えたんです。神戸地裁で削除を求めた仮処分申請をしたところ、神戸地裁の柏原支部が削除を命じたんです。この結果、動画は削除されました。こういうひとつひとつの闘いもこれからの課題になるということです。

『住吉地区出身者みんなの問題』

最後になりますが、『部落探訪』は、現在『人権探訪』と名前を変えて、まだインターネットに載っています。だから住吉についてもまだ削除されずに載って



ます。これについても削除を求めた裁判が始まっています。大阪からは富田林のある人が個人で原告として名乗り出てくれ、削除を求める仮処分申請を求めた裁判を起こします。埼玉と新潟でも『部落探訪』に対して削除を求めた裁判が起こっています、これを全国的に広めようということになってるということです。最後に一言だけ付け加えます。住吉との関係で言うと3つあると思うんです。

ひとつは、示現舎(鳥取ループ)を相手取って、いま最高裁で争われている裁判で言うと、原告団が4人になりましたけれども実際訴えている人が住吉の地域でもいるということです。

もうひとつは『部落探訪』、『人権探訪』に住吉の映像が載ってることです。示現舎(鳥取ループ)の裁判は全国的に闘ってるな、という受け止だけではなく、実は住吉でも直接被害の恐れがあるということで原告団が出ているし、原告団になっていない人も実は被害を受ける可能性があるわけです。だからすべての人の問題なんです。しかしおそらく、解放同盟住吉支部支部員の方もそう思ってる人は少ないと思います。自分自身も被害を受ける問題なんだと思ってる人は少ないと思うんですね。それをやっぱり変えていかなければいけないと思います。

だから我々一人ひとりの問題なんだということで訴えていくことが必要でないかということを申し上げまして、わたしの報告を終えたいと思います。ありがとうございました(拍手)。

<アピール>

藤本俊彦さん

今回のこの件で友永支部長から案内を受けたとき、ちょうど半世紀前の闘いを思い起こしました。いま、わたしは、81歳です。水道局に就職したのが29

歳。その労働組合に当時の日本共産党に所属したメンバーがいました。日本共産党がどんなふうに進めていたかという、部落解放運動を進めている解放同盟に対して、「暴力集団」と差別キャンペーンを行った73春闘、74春闘という大きな闘いをした春闘の時代がありました。そのストライキをしている会場に共産党の市議員が来て、「大阪市にいる職員の給料が上がらないのは、大阪市政が同和対策に湯水のごとく金を使うからだ」というようなことを言いました。労働運動と解放運動の間にくさびを打ち込もうとする差別的な運動がまかり通っていました。そこでいま、我々部落の出身者、そして在日の活動家、それから反戦の活動家のみなさん方の力も借りて、解放運動を労働運動のなかに根付かせるべく「部落の解放をなくして労働者の解放はないんだ、労働者の解放をなくして部落の解放はないんだ」という運動を進めてきました。

いま、日本共産党はだいぶ変わってきているんですけども、その当時の共産党は本当に「差別者集団」でした。

そんな闘いをして労働運動のなかに解放運動としっかりとスクラムを組んで連帯していこうということで部落解放共闘、その当時は、同対審共闘と言っていました。その共闘のなかにも参加し、あわせて東京にも行き、狭山差別裁判闘争にも参画することができました。そんな闘いを思い起こしていました。

半世紀経っても、まだこんな差別が残っています。これからも81歳の老体に鞭打って差別をしない、させない、許さないという運動をみなさんと一緒に頑張っていきたいと思っています。ありがとうございました(拍手)。

おおかわかずひろ
大川和裕さん

わたしは、今回原告ですが、わたしの名前を書かれていたのではありません。母親の名前が書かれていました。

わたし、ここで自分の体験をひとつだけ話したいと思います。今回、アウティングとカミングアウトは違うんだということもあります。一方的に部落や部落出身者を暴き出すというのがアウティングですよ。そうではなくカミングアウトは、自ら差別体験を語り、そして理解してもらい、共に闘う仲間をつくるということだと思っています。それがカミングアウトです。わたしが高校1年のときに、奨学金(制度)ができて、住田利雄さんから「ちょっと来い」と言われました。高校の組織をつくれという話でした。どうしたらいいかなあとなって高校友の会というのをつくって会長になりました。

学校でもいろいろ問題が起きていました。自分の生い立ちや差別の実態を学校でしゃべっていきやという話をしました。みんなに言うてるから、わたしもやらないとあかんということで、わたしは、大和川高校の2年生のときに、学級最後の時間に部落民宣言をしました。ちょっと震えてましてね、ちょっと窓の方を見たら同級生のMさんが廊下から見てくれていました。それで、ちょっと勇気づけられました。そのとき、差別の実態、問題を言うのではなく、人は変わるんだということとを報告しました。

そこに友だちふたり、同級生ふたりがいました。IさんとKさん。在日の方でね、当時、生野のコリアンタウンの近くに住んでいて、10人ぐらいが住吉の端のやまとわこうまで来ていました。本名を名乗らず日本語の日本名を名乗っていました。わたしの発言を聞いて、在日の友だちのPさんSさんが「俺はもうはつきり言うて、恥ずかしかった。なんで自分の本名を名乗らずに日本名を名乗ってるんや」と言うてくれました。ほんでその人は一旦仕事に就くんやけど、これではあ

かんと言うて、夜間大学を出て、教師になりました。同和問題も民族学級の先輩がおって、2年前に豊中国際交流センター事務局長を終えています。というのは2年前に亡くなりました。

カミングアウトは、我々が被差別体験を語ることで、仲間をつかっていくというような取り組みだと思っています。わたしは、家族の問題で、いま箕面の方にいますが、今回こういうかたちで参加させていただき、これからもできる範囲で関わっていただけたいと思いますので、よろしくをお願いします。

にしむらたかひで
西村隆英さん

原告の西村です。わたしの思いは、大川さんみたいななかたちで言いましたら、弁明書を支部長に書いてもらいました。いまはここに住んでいますが、中学2年生ぐらいのときは、地区改良のために住之江区で11年間暮らしていたんです。中学でも3人か4人しか地域の人はいないんです。黙っていたらその当時もわからない。地区で固まって住んでいるわけではなく、住之江区の一部の地域だけです。外からみたらわかる人はわかるけども、ほとんどの人は地域出身ということがわからなかったんです。でもそのときに、同級生からAという地域の名前が出たんですね。知っておられる方は、HとAって、東大阪にはふたつの地域があるとわかると思います。Aは怖いところやって、実際の話として友だちのなかから出たんです。で、どうしようかなと思いました。自分が部落出身だとは、友だちは知らない。でもこれをずっと黙って、友だち関係を維持するのも嫌やで、何週間か思い悩みました。

別に言わなくても大丈夫です。いま現在他の地域に住んでいる人がいると思います。黙っていたらいいけれども黙るということは自分を否定することになると思うんです。部落出身者が。でもそうはしたくない。

裁判にも出ていましたが、出身者であることの情報
が公開されて一般に広く流通するわけですね。そ
のことが実際に不当な扱いを受けようが受けまいが
不安感を抱くと思うんです。その当時、不安感をすご
く抱きました。もし自分が出身者とわかったときに、そ
の友だちは、どういう反応をするんや。でも言わないと
いうことは、自分が部落出身者であることを否定する
ことになる。まあそういうふうなかたちで、すごく悩みま
した。そして、実際には言ったんです。2, 3週間悩みま
したけどね。友だちを失ったらどうしよう。友だちは、
謝ってくれました。「そんなつもりはなかった」と。それ
からその友だちとは、いまはもう切れていますが、大学
生くらいまでは付き合いしていました。

彼とは部落問題の話を普通にしていました。藤本
さんの意見を否定するわけじゃないんですけど、彼の
お母さんは日本共産党系の仕事についていました。
看護師でした。でも彼とは部落差別の話をするのは
普通にできたとし、隠さなくて良かった。そういうことが
あると思うんです。この裁判のなかで怯えるとかそう
いうことに平穏な生活を乱されるっていうところにつ
いて、わたしはこれやなって思ったんです。

そういうところがやっぱり侵害されている。ですから、
狭山差別裁判の話で石川さんを取り戻すのは石川
さんを取り戻したいだけじゃなくて、石川さんの冤罪を
許すこと自身が自分に跳ね返ってくる。自分もそうさ
れるって思いで狭山差別裁判を闘ってきました。
それと一緒になんです。今回、たまたまわたしの名前が
載っていたから、原告団になりました。けれども友永
理事長が「みんなの問題や」と言っていたことと同
じで、わたしもみんなの問題やと思います。住吉を出
て平穏にみんな暮らして思うんです。別に隠す問
題じゃないけども、こういうかたちで暴かれると、いつ
何時、人権侵害されて、怯えて、平穏な暮らしを破ら
れる。わたしのいとこも両親、その子どものお母さん、

わたしで言うたら、おじさんおばさんも、本人説得した
けど部落っていうことはよう言わずに結婚した子もい
ます。それに対して、ぼくも「言わなあかん」と「言っ
てほしいな」という程度しか言えない。その子の人
生やから、その子自身がやっぱり責任を持つんだけ
ど、こういうふうなのが流布されるといつ何時その人
の平穏が破られるかわからない。

だから、この裁判は重要だと思います。自分ごとと
して捉えていただいたと思います(拍手)。

報告：齋藤直子さん(大阪教育大学 地域連携・教
育推進センター 特任准教授)

まずわたしの自己紹介からですが、大阪教育大学
で働いております。2年前まで大阪市立大学で働い
ていて、2016年の住吉の暮らしのアンケートの時に
は、大阪市大のメンバーとしてかかわらせていただい
ておりました。その節はありがとうございました。この
住吉の暮らしのアンケートの後、このアンケートをもと
に聞き取り調査でずっと住吉に来さしてもらっていた
のですが、それが裁判の証拠に使わせてもらった
という事がございまして、今日はその報告をさせてい
ただきます。暮らしのアンケートのまとめについてお話
します。暮らしのアンケートで、住吉に住んでいる方
に、転出されている方、つまり「ムラの外に住んでお
られるお子さんはおられますか？」という質問があっ
たんです。それを見たら、住んでいる人の中で、「自分
はムラの中に住んでいるけど子どもは外に出ている
よってという人がですね、世帯としては124ですけども、
人数でいうと219人、いるという事です。もちろんご家
族が丸ごと住吉の外に出ている人は、この数字には
出てこないのですが、住吉に住んでいる家族のな
かで、お子さんが出ている人だけでも、これだけいる
ということがわかりました。さらにですね、住吉から出
ている人はどこに住んでいるのと言ったら、住吉区内

とか近所に住んでいる人っていうのが、そのうちの約半分でした。みなさん、実感としてありますよね？近所に子どもが住んでいるよっていう方がたくさんいると思うんですけども、それが実際に数字で出たっていう話なんです。こういうあたり前の数字を、どうしてわざわざ調べるのって思う方もいらっしゃるでしょうが、ここに住んでいる人にとっては当たり前でも、実態を知らない人にとっては、まったく知らないことなんです。今回、裁判でも、地裁の裁判官は「やっぱり近くに住んでんねん、で、ずっと地域と関わってんねん」ということを知らなかったということが、地裁であんな判決が出たことと関係しているじゃないかということもあって、やっぱり情報とか数をしっかり書き留めとくことって大事な、というのがわかった、っていうのが、今回の裁判やったかなと思います。

暮らしのアンケート調査をしたりとか、聞き取りさせてもらったりとか、それから識字で生い立ちとかずっと書いてきたとか、記録を残しとくっていうのは大事なことなんだなって、だって100年後の人にとっては今の暮らしはまったくわからないことかもしれないので、記録取っていくっていう取り組みって大事ななということが、ひとつ分かりました。

暮らしのアンケート調査を行ったのが2016年だったんですけど、その後、2021年頃から部落の外に暮らす人の調査を始めました。本当は2019年頃から始めて、三重県にも行っていたんですけど、コロナ禍になってしまって、大阪市内からなかなか出られなくなってしまったということがありました。それで住吉の暮らしのアンケート調査から明らかになっていた、住吉の周辺に住んでいる方に聞き取りをしていこうということで、隣保館のご協力を得て、藤本さんとか村田さんとか友永さんにはすごいお世話になっているんですけども、聞き取りをさせてもらいました。ちょうど同じ頃に地裁判決が出て、友永さんの話にあった

ように、その地裁判決では転出者がプライバシー権認められなくて、それはおかしいやんという話にちょうどなっていった時期なんです。これも先ほど友永さんがおっしゃったとこなんですけど、鳥取ループたちが出したリストに、現住所とか本籍が載っている人とそうでない人で、判断が分かれてしまった。つまり部落の外に引っ越しして住所が変わったりとか、本籍を部落の外に移しちゃった人は認められなかったっていう結果だったんですよ。でも冷静に考えて、おかしいですよ。この判決が出た時に、弁護団も原告もみんな、直感的におかしいって思ったわけですよ。地裁判決に対する反論や批判を、たくさんの方が書きました。まず、部落出身のアイデンティティあるやんという点です。ムラの外に住んでるからって言って、いきなりアイデンティティも、差別されるような状況もなくなるわけちゃうやんって。なんで住所で分けんねんっていう話はすごい出たわけです。いろんな人の記事が出たんですけど、わたしも雑誌『部落解放』で「判決おかしいやん」ということを書きました。部落の実態が分かっていたら、判決はおかしいって直感的に分かることだと書いていたんですけど、じゃあムラの外に住んでいる人の実態を書いたものが、実際あるのかといったら、たしかにほとんどなかったんですよ。もしかしたら、裁判官は本当に転出者のこと何も知らなかったのかな、ということが考えられるわけです。

話は一瞬変わるんですけども、実は私とかいろんな全国の若いメンバーで、ABDARC(あぶだーく)といって鳥取ループ裁判の支援活動をしてきました。ちょっと宣伝なんですけども、『解放新聞』など(の裁判の様子の写真)に、横断幕が載ってるじゃないですか。これ私たちが作ったんですけど、一枚一枚が寄せ書きになってまして、全国からももらった寄せ書きを横断幕に貼るという形にしています。あと、この裁判のこともっと知ってもらおうっていうイベントを東京と

か大阪でやったりしました。そんなふうには裁判に関わらせていただいております。この間も生野の御幸森小学校跡地で、ダイバーシティフェスティバル(のプレイベント)というのがあったので、ABDARCも出展ブース作らせてもらって、鳥取ループ裁判のパネル展をさせてもらいました。

ということで、話を戻します。住吉の聞き取りと裁判の関係についての話なんですけれども、弁護士さんからですね、「じゃあ、転出者の実態について、転出者の声分かる資料ないですか」と、「次の高裁の裁判で出します」って言われたので、「まだ論文にはなっていないんですけど、学会発表の段階なんですけども、一応書かれたもの、公表されたものがありますけども」ということで、住吉の聞き取りを裁判の証拠として出していただきました。その内容について少し、今日は簡単にだけ説明させていただきます。

AさんとBさんの語りです。まずAさんなんですけども、Aさんの語りの中では、お仕事で部落の外に長いこと暮らしてはったんやけども、そこでも「大阪の住吉」っていうだけで、差別発言をする人がいたこととか、退職されてこちらに戻ってこられてから、部落問題の勉強を改めてやり直すと、「もうちょっと早く知っておけば、自分としても理論武装できたな」っていうふうに、アイデンティティというものは、部落の外に住んでたからってなくならへんど。50年離れて暮らしてきて住吉のムラの近くに帰ってきて、部落差別に対する理論武装をもっとできてたらっていう、すごい強い気持ちも持ってはるやんかっていうことをお話しくさしました。それから、しっかり教育しとく、知識を持つことって大事だかっていうこととかをおっしゃった上で、今回の裁判原告として誰でも名乗れるかって言ったら、強いアイデンティティ持ってたなら原告としてもなれるけども、先ほど友永さんがおっしゃったように、原告がいない県については、最初から除外されてい

るかたちになってるわけですよ。原告にならなかつた県の範囲が限られてしまうのは理屈としては分かるけども、じゃあ誰でも原告になれるかって言ったらそうじゃないですよ。っていう、そういうことも現場の裁判所は分かっているのかな、という話とかです。理論武装できている、ちゃんと部落問題のことを学んでなかったら、原告になることもできないですよ、っていう話をしていただきました。

もう一人のBさんのお話です。先ほどの友永さんのお話で、有名人になってたら、一審では友永さんなんかもお名前が表に出てるっていうことで、その部分はプライバシー権が認められないようなことになってましたけども。このBさんもメディアに出たりしてるわけなんですけども、じゃあメディアに出た人は「自分から部落出身やって言ってるんから、プライバシーも何もないやん」っていうふうには判断されてええんかっていうことについてなんですけども。そんなに好きで、メディアに出てへんと。テレビ番組を収録した後も、「やっぱり流さんといほしって言おうかな」って思ったこともあったし、「もう出さんといほし」っていう気持ちがあるけども、じゃあ何でテレビに出たかっていいたら、やっぱり後ろにいてる人たちのためにやってるんやとか、子ども食堂の子どもたちとか、学習支援に来てる子どもたちに対して、私が表に出ること、何かを受け取る子は受け取ってるっていうふうに、自分が出たいから出てるんじゃない、テレビに出ることに関しては、すごい悩みがあるのに、「メディアに顔出してるから、プライバシー権ない」みたいな言い方はやっぱりどうなんや、っていうふうなことをおっしゃっている。

また、転出者に関しては、Bさんはこんなことをおっしゃっています。地域離れたら部落出身じゃないやみたいなことじゃなくて、そもそも、好きで転出したわけじゃないと。ここの地域に住みたかったし、戻ってきたっていう気持ちがあるのに、同和対策や応能負担

家賃の関係で出ていかなきゃなかったのに、出たら「じゃあ、もういいよね」、じゃないやろうというようなこととか、やっぱりできるなら帰ってきたいんやで、っていうことなんかもおっしゃってる。それから、この判決についてBさんは、「転出者やから差別されへん」とか、「転出者やから、もうそのルーツ関係ないやん」というのなら、外国に住んでる日本人は、日本にもう住んでへんのやから、日本人差別はあなたに関係ないやんと言っていることになると思います。転出したからって、ルーツやアイデンティティは、なくなへんやんっていうことをおっしゃっています。これ、本当にそうやなと思いました。いい例だなと思いました。日本人で海外に住んでても、日本人として差別を受けるかもしれないし、差別はなくした方がいい、ということはあるわけですから、部落から外に出てるからといって、アイデンティティがなくなるとか、運動しなくなるとか、差別されへんってことはないやろ、というふうなことをおっしゃっていました。

こういったことを報告させてもらったものを、控訴審の準備書面といって、控訴審の裁判の中で触れていただきました。先ほどの聞き取りも、証拠として486号証ということは証拠は500以上あるってことですよ。すごいですよねー、っていうふうな証拠として、出していただきました。もちろん、この証拠だけがどうのという話ではなくて、原告の方もさらに陳述したりとか、弁護士さんがありとあらゆる証拠を集めたりして、今回の裁判勝ち取っていったと思うんで、本当にほんの一部なのかもしれないんですけども、ただ転出した人のそういうアイデンティティのあり方とかっていうものを書いたものっていうのが、今まであんまり実は研究としてなかったんで、この調査を取り上げていただいたということなんですけれども。

このように、AさんもBさんも、2人とも転出してるといっても、アイデンティティを持ってるやん、プライバ

シー保護の対象にならへんっていわれるのは理不尽やと思ってるやん、転出したからといって差別されへんとはいえないやんというところから、転出者は住所がムラにないとか本籍地がムラにないっていうだけで、プライバシー権ないってのは、おかしいやろということ、裁判の書面に書いていただきました。

結果、高裁判決の方では、過去に住所や本籍が部落にあった人と、親族が今いる方に関してはプライバシー権じゃなくて、救済の範囲が人格権というのに広がったんですけども救済の対象になりましたよという話です。

その後ですね、弁護団と研究者の報告会があったんですけども、弁護団の指宿弁護士から、「住吉の聞き取りが裁判官の心を動かした部分もあるんじゃないですか」というふうなコメントをいただきました。

今日のまとめになるんですけども、やっぱりムラの外に周りに住んでる人いっぱいいるよとか、転出してからってってアイデンティティなくなへんよっていうのって、あたりまえの話なんですけど、でも、あたりまえの話は裁判官は知らないんですよ。なので、記録取っとくのとって、すごい大事やなと、本当に改めて思いました。住吉も全国のムラもみんなそうなんですけども、識字の記録、生い立ちの語り、聞き取り調査、実態調査、ずっと続けてますよね。こういうのを大事にしていくということが、実はこういった裁判のときにも大きな成果になるかもしれない、ということもあるし、そういう「いつか」のためにやってるわけじゃないとおも思ってますけども、記録って大事だなんていうのを改めて思いましたので、私もこれからも聞き取りをがんばって続けていきたいと思えます。ということで以上報告を終わります。ありがとうございました(拍手)。

助言: 遠藤比呂通さん(弁護士)

遠藤です。わたしは、今日、韓国のソウルの連れ合
いの親戚の家から報告させていただきます。こちらは
正月なので、まず、おめでとうございます。

本当に大きな判決が出ました。わたしがそういうこ
とを言う資格があるかどうか。今日お集まりになった
何人かの方は思われるかもしれません。地裁判決の
ときに遠藤が報告者として話したことを覚えていらっ
しゃる方がいると思います。最初から反省の弁になり
ます。わたしは、前回、地裁判決後の集会で金尚均さ
んとお話をしたときに、差別を受けない権利が大事
だという問題について非常に否定的な、そのことにつ
いては、無理だろうというような歯切れの悪いことを
言いました。その人間が今日、助言します。そのことに
じくじたるものを感じております。しかし、逆に言えば
そういう人間からすると本当にすごい判決が出たと
おもっています。

最高裁は、この部分をまったくいじらないでほしい。
この判決は、この事件に関しては限界があります。し
かし、今後の武器と考えたときに、初めて法的な武
器を手にしたと思います。

わたしは、憲法学者でもありますが、わたしのよう
な憲法学者であり弁護士である人間、普段、差別闘争
をしているつもりの人間ですが、そのような人間でも、
これは無理だと思っていました。なぜかという、この
判決の人格権として差別を受けない権利、人間の尊
厳、生活を保持しながら、平穏な生活をおくる権利、
人格権があるんだということは、本来当たり前のこと
です。そんな権利を認められなくてどうするんだとい
うことですね。でも、遠藤は、前回、それは無理だと言
いました。プライバシーが裁判所の理屈ですからと申
したのは、憲法自体が、憲法第14条には、差別を
受けない権利なんて書いていない。これは、学説も判

例も憲法に書いてあるのは平等。法の下での平等は、
区別をすることは良いとしています。

たとえば、ホームレス状態の人にコロナ対策の10
万円を出さないことは「しょうがない」って行政が言
います。「ホームレスの状態に住民票もないんだから」
と。でもこれって「差別じゃないか」ってホームレス状
態の人が言う。それに対して裁判所は何て言うか。実
際、わたしたちが裁判していますが、「区別は、しょう
がないんだ」と言います。その事柄の実質に応じて、コ
ロナの給付金を出す目的と、その手段として、面倒く
さいことを行政にさせたら早くできないじゃないか。だ
からこの程度、住民票で切っちゃうのはしょうがない
よ、目的と手段ということで権力のいろいろな理屈が
その法の下での平等のなかに入っていて、ほとんどそ
の差別という問題が真正面から争われなまま裁
判は終わってしまいます。そこにはホームレス状態の
人たちがなかどうでもいいやという行政、国あるい
は法律の否定的評価があるんじゃないかと、いくら声
を大にしてもそこについては触れない。そういうのが
裁判とわたしは思っていました。

だからそれをどう突破していくか。遠藤は、いいアイ
デアが思いつかなかったんですが世の中にはいろん
な人がいました。今日は心を動かしたということで報
告をいただきました。わたしも聞いて、そうだと思います。
そういうことを実際に裁判官の心に届かせる証
拠、意見書、証人尋問をこちらから出すということが
大切だと思います。

憲法学者のなかでも、憲法には差別を受けない権
利と書いてあるじゃんって言った人がいます。木村草
太という人です。有名な方ですけども、この裁判でも
意見書を出してくれました。2008年に、彼は最初の
論文集、本を出しました。その本からずっと彼はこのこ
とを言い続けています。この裁判も同性婚の裁判も、
トランスジェンダーの裁判もそうですけども木村意見

書というのは現在いろんな裁判のなかで、裁判所の心こころに届とどいているという意味で世の中を変えつつあります。どこがそんなに大事だいじかっていうと憲法けんぽうにはやっぱり、法ほうの下もとの平等びやうどうの後あとに社会的しゃかいてき、政治的せいじてき、経済的けいざいてき関係かんけいにおいて差別さべつを受けうけないと書いてあるじゃないかと。これには独自の意味どくじ いみがあって、そこにはやっぱり人間の集団にんげん しゅうだんとして、生まれによって否定的な丸ごと個人じんとして評価ひょうかされず、集団しゅうだんとして丸ごと人格じんかくを否定ひていされるような評価ひょうかを受けうけることのない権利けんりがあるんだと。その趣旨しゆしからして、我々が私人同士われわれ しじんどうし、鳥取ループや示現舎じげんしゃ たたかと闘むうときに、民法上みんぽうじやうの人格権じんかくけんのなかにもプライバシーらいいばしーや名誉めいよと違って、差別さべつを受けうけない利益りえき、平穩へいに生活せいかつする利益りえき、人間の尊厳そんげんを保持ほじされる利益りえきがあるんだということを認めていただいた初めての例れいです。これは非常に大きな武器ぶきになるわけです。

加えて、一審判決いっしんはんけつとの違いちがを一言ひとことで言えば、一審判決はんけつはプライバシーらいいばしーですから、住所・本籍・現在じゆうしょ ほんせき げんざいにかぎ限かぎった。なぜか、プライバシーらいいばしーだから。それって部落差別ぶらくさべつで困こまっている人たちの利益りえきを認めみとたんじゃないじゃないですか。一審判決いっしんはんけつは、部落差別ぶらくさべつから手てを引いたわけひです。だけど正面しょうめんから部落差別ぶらくさべつの本質ほんしつはここにこころあるんじゃないよ、心の平安へいあん、生活せいかつの平穩へいおんなんだよ、意識いしきなんだよ、差別さべつする側がわの意識いしきも、差別さべつされる側がわの不安ふあんも含めた意識いしきなんだよ、ということことを真正面ましようめんから認めみとたってことは部落差別ぶらくさべつに寄り添よった判決はんけつが初めて出でたってことじゃないですか。

こんなことを遠藤くんは、予想えんどうさえしていなかったわけわけです。だからこそ、素晴すばらしい、本当ほんとうに、正月しょうがつおめでとういと言いたいんです。反省はんせいとともに。だけど手放てばなして喜んでよろこいられない。先ほどから述べられていたことことのうちの非常に大きな部分さきのなかで31の都府県とふけんについては認めみとても、6県増けんふやしたけど10県の原告けん げんこくのいない県けんについては削除さくじよしなくていい。これは赤字あかじで友ともながけんぞうか永健三べつさんが書いてらっしゃったようですね。別に認

めたわけじゃないんだよ、だけど鳥取ループはそう言いいますよ。

ここをどうするかって問題は、実は、実務的な問題もんたいであるとともにこの裁判じつにとって本質じつむてきな部分もんを持もっているはずなんです。差別さべつを受けうけない権利けんりをどういうふうとに、その41都府県とふけんに広ひろげていくか。やっと初はじめてその認めみとた部落差別ぶらくさべつに即そくした闘たたかう武器ぶきを、本当ほんとうの意味いみでの使える武器つかに鍛ぶきえ上げていくという問題きただと思おもうんです。

2つの道みちがあると思おもいます。上告理由書じやうこくりゆうしょにも、上告受理申立書じやうじゆりもうしたてしょにも書かいてあると思おもいますけども、ひとつは、わたし、前回ぜんかい申し上げあげましたことです。

個人原告こじんげんこくをたくさん集あつめて、本当ほんとうに表おもてに立たって闘たたかっていく方かたをお願いねがしていきます。そういう人ひとを増ふやすのも大事だいじですが、できない状況じやうきやうに、諦めあきらめた状況じやうきやうにある人ひともいる。自分じぶんはいいけども親族しんぞくに反対はんたいされたかた方も含ふくめて、それはもちろん西村さんにしむらがおっしやったように、それはそれで闘たたかっていらっしゃるわけわけです。いろんな闘たたかい方かたがあるなかで、だからこそ、部落解放運動ぶらくかいほううんどうをちゃんと闘たたかっている解放同盟かいほうどうめいの業務ぎやうむ遂行権すいこうけんのなかなにそうのいった、名乗なることができない、あるいは名乗なっていても一番いちばん闘たたかいのしんどいところまで来くることをそうひとたくさんの人ひとには要求ようきゆうできないといったときに、部落解放同盟ぶらくかいほうどうめいのその適格てきかく、その人権じんけんをその第三者だいさんしゃの人権じんけんを主張しゆちやうする適格てきかくについて認めみとられるべきだと。これがひとつの上告理由書じやうこくりゆうしょのなかで業務遂行権ぎやうむ すいこうけんとして発展はってんさせていくべきことことのひとつだとと思おもいます。

もうひとつは、差別さべつを受けうけない権利けんり、部落差別ぶらくさべつの本質ほんしつに即そくしたところまできたけれど、一番いちばん肝心かんじんなところところで裁判所さいばんしょの限界げんかいを出だしています。不安意識ふあん いしきのところまできたのは良よかった。しかし、さっきから出でている「お前は韓国人まえ かんこくじんだ」というのが差別さべつですね。「わたしは、韓国人かんこくじんです、西村さんにしむら。恥はずかしかったです。わたし

は、本当は、在日なんだけど、いままではそれが言えなかった。あんたのおかげで、自分の人間性回復できたよ」という人間宣言。これアウトティングとそのまったく逆のことを同じ範疇でしか、いまのところ裁判所は捉えられていない。この差別を受けない権利っていうのは、この2つのことをちゃんと区別できるとい

うことがやっぱり本当の武器として鍛え上げていくときに必要なんだと。その理論構成を今度、上告理由とか上告受理申立てのなかでも、あるいは続く裁判闘争のなかで鍛え上げていくのが法律家であり、運動の課題なのではないかと思えます。以上です(拍手)。

住吉隣保事業推進協会のうごき

理事会・評議員会を開催しました

さる2月21日と3月19日に、それぞれ理事会と評議員会がもたれ、いずれも午後6時30分から開催されました。

はじめに、友永理事長が挨拶で、①「子ども第三の居場所」事業を継続するための方策を見出すこと、②市民交流センターすみよし北跡地の有効活用への参画、③沖縄に移送した「オガリ像」の設置への参画、④当財団の運営を持続可能なものにするための財源確保、⑤2026年4月に住吉隣保事業推進センター(すみよし隣保館 寿)が開設10周年を迎えるため、記念事業の準備を始めること、の5点の重点課題について触れました。

これらの会議では、2024年度の事業計画と予算案が主要な議題として取り上げられました。理事会と評議員会のメンバーから視点や意見を聞き、詳細な審議が行われた上に、全員から承認を得ることができました。さらに、これらの会議では、来年度に改選を予定している役員候補者についても議論がなされ、全員の承認を得ることができました。



ご寄付のお礼

2024年1月31日から2024年3月末にご寄付をいただいたみなさまです。【木本久枝さま、齋藤直子さま、他ご本人のご希望によりお名前非公開】

合計 40,000円

4月以降いただいたご寄付の合計額は

合計 1,330,000円です。

みなさまのご協力に感謝いたします。

【2023年度 寄付目標金額:150万円】

いただきましたご寄付は、法人で実施するこれらの公益目的事業の経費、住吉隣保事業推進センターの維持管理に使わせていただきます。わたしたちの取り組みに、ご理解とご協力をぜひお願いします。

なお、公益法人に対してご寄付いただいた方は、税制上の優遇措置を受けられます。寄付額に応じて、個人または法人の所得から一定額が控除されます(くわしくは事務局までご相談ください)。

【ご寄付の方法】

銀行振込、または直接事務局へご持参ください。ご寄付の際には寄付申込書に必要事項をご記入いただきます。

＜事務局＞住吉隣保事業推進センター
 住所：大阪市住吉区帝塚山東5-6-15
 電話：06-6674-3732

＜振込先口座＞

大阪信用金庫 住吉支店 (店番号041)
 普通口座 (口座番号 0115047)
 口座名義 公益財団法人住吉隣保事業推進協会

賛助会員を募集しています！

賛助会員を募集しています。加入していただければ、当法人の活動をまとめた機関紙『すみりんニュース』をお送りします。また、当法人主催の指定講座に参加費半額免除でご参加いただけます。

＜年会費＞ 個人：3,000円 団体：10,000円

【申し込み方法】

所定の申込用紙に必要事項をご記入の上、年会費と一緒に当法人にご提出ください。

2024年度「人権のまちづくりを考える」すみよし連続講座 記念講演

幸福を生み出す福祉とは？

～増進型地域福祉について～

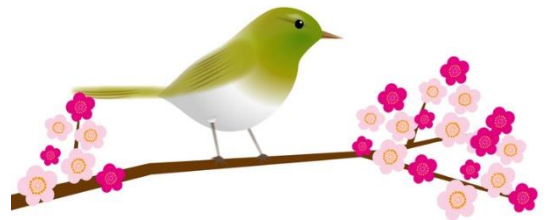
講師：小野達也さん

桃山学院大学社会学部ソーシャルデザイン学科

住民参加の福祉、福祉施設、社会福祉協議会、行政、NPOなどによる、いま急速に広がる支え合い、助け合う「増進型地域福祉」について学びます。

「共助」の意味と「公助」との関係を再構築し、「人が生きる幸せ」を地域で考える取り組みです。

- 日時 4月20日(土) 午前10時～正午
- 場所 すみよし隣保館 寿 3階大会議室
- 参加費 500円 (賛助会員は、250円)
- 定員 50名
- 申し込み・問合せ すみよし隣保館 寿
 電話06-6674-3732
 FAX06-6674-3700



情報を配信しています！



ホームページ

すみよし隣保館 検索



Facebook

すみよし 寿 フェイスブック 検索



Instagram

@sumiyoshi_kotobuki



YouTube